7．動機（法律行為の基礎とした事情）についての錯誤～最判平 28.1.12【百選Ⅰ24】

【論述例】

1　Xは，Yに対して，本件各保証契約に基づき，本件各保証債務の履行請求をすることが考えられる。これに対して，Yは，主債務者Aが反社会的勢力であることを知らずに本件各保証契約を締結したとして，その錯誤無効（95 条本文）を主張することが考えられる。そこで，錯誤無効の要件を検討する。

⑴　まず，YにおいてAが反社会的勢力でないことを前提として保証契約を締結し，Xにおいて融資を実行したが，その後，Aが反社会的勢力であることが判明した場合には，Yの意思表示に動機の錯誤があるということができる。では，Yの動機の錯誤が「錯誤」（同条本文）にあたるか。

まず，「錯誤」とは内心的効果意思と表示の不一致をいうところ，動機に錯誤がある場合には，内心的効果意思と表示の不一致はなく，「錯誤」にあたらないのが原則である。しかし，内容の錯誤と動機の錯誤の区別は必ずしも容易ではなく，また，錯誤無効の主張がなされるのが多くは動機の錯誤の場面であることを踏まえると，動機の錯誤は一切「錯誤」として認められないと解すべきではない。一方で，表意者の動機を知り得ない相手方保護の必要もある。

そこで，動機の錯誤であっても，動機が明示又は黙示に表示され，法律行為の内容となるに至った場合には，一種の内容の錯誤として「錯誤」にあたると解する。

⑵　これを本件についてみると，X及びYは，本件各保証契約の締結当時，反社会的勢力との関係を遮断すべき社会的責任を負っており，本件各保証契約の締結前にAが反社会的勢力であることが判明していた場合には，これらが締結されることはなかったと考えられる。

しかし，保証契約は，主債務者がその債務を履行しない場合に保証人が保証債務を履行することを内容とするものであり，主債務者が誰であるかは同契約の内容である保証債務の一要素となるものであるが，主債務者が反社会的勢力でないことはその主債務者に関する事情の一つであって，これが当然に同契約の内容となっているということはできない。そして，Xは融資を，Yは信用保証を行うことをそれぞれ業とする法人であるから，主債務者が反社会的勢力であることが事後的に判明する場合が生じ得ることを想定でき，その場合にYが保証債務を履行しないこととするのであれば，その旨をあらかじめ定めるなどの対応を採ることも可能であった。それにもかかわらず，本件基本契約及び本件各保証契約等にその場合の取扱いについての定めが置かれていないことからすると，主債務者が反社会的勢力でないということについては，この点に誤認があったことが事後的に判明した

場合に本件各保証契約の効力を否定することまでをＸ及びＹの双方が前提としていたとはいえない。また，保証契約が締結され融資が実行された後に初めて主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合には，既に上記主債務者が融資金を取得している以上，上記社会的責任の見地から，債権者と保証人において，できる限り上記融資金相当額の回収に努めて反社会的勢力との関係の解消を図るべきであるとはいえても，両者間の保証契約について，主債務者が反社会的勢力でないということがその契約の前提又は内容になっているとして当然にその効力が否定されるべきものともいえない。

そうすると，Ａが反社会的勢力でないことというＹの動機は，当事者の意思解釈上，これが本件各保証契約の内容となっていたとは認められない。

したがって，Ｙの動機の錯誤は「錯誤」にあたらず，Ｙの主張は認められない。

2　よって，Ｘの請求は認められる。

注）平成 29 年改正民法 95 条の規定は以下のとおりである（下線は改正点）。

（錯誤）

第 95 条　意思表示は，次に掲げる錯誤に基づくものであって，その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは，取り消すことができる。

一　意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二　表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2　前項第２号の規定による意思表示の取消しは，その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り，することができる。

3　錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には，次に掲げる場合を除き，第１項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

一　相手方が表意者に錯誤があることを知り，又は重大な過失によって知らなかったとき。

二　相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

4　第１項の規定による意思表示の取消しは，善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。